

令和4年は、調理師法に定める「調理師業務従事者届」の該当年です。  
貴施設に就業する調理師について「調理師業務従事者届」を提出してください。

## 1 届出の対象となる調理師の方

令和4年12月31日現在、調理師免許を有し、東京都内に所在する施設で調理業務に従事している方（パート、アルバイトの方も含みます。）

## 2 届出期限

**令和5年1月15日(日曜日)まで**（当日消印有効）

## 3 届出方法

届出用紙の①②欄に令和4年12月31日現在の従事状況をご記入の上、  
封筒に84円切手を貼って、**該当する届出先へ届け出てください。**

※電子メールでの届出も可能です。詳細は東京都ホームページをご確認ください。

注) この届出用紙は、従事している施設が東京都内にある場合のみ使用できます。  
他道府県にある場合は、施設所在地の衛生主管課にお問い合わせください。

## 4 届出先

業務従事場所により異なりますので、下表を参照してください。

「8 飲食店営業」で西洋料理、中国料理以外の調理師の方は「公益社団法人 日本全職業調理士協会」又は「公益社団法人 日本料理研究会」のどちらかに届け出てください。  
和食、洋食など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に届け出てください。  
給食施設の方は「公益社団法人 集団給食協会」に届け出てください。

| 調理業務従事場所  | 届出先（東京都知事指定 指定届出受理機関）  |
|---|--|
| 8 飲食店営業(日本料理、麺類、寿司などを含む)<br>9 魚介類販売業<br>10 そうざい製造業<br>11 複合型そうざい製造業 | <b>公益社団法人 日本全職業調理士協会</b><br>〒169-0051 新宿区西早稲田 2-5-13 いたうビル 4階<br>電話:03-5285-0271   |
| 8 飲食店営業(日本料理、麺類、寿司などを含む)  | <b>公益社団法人 日本料理研究会</b><br>〒104-0045 中央区築地 2-15-15-201<br>電話:03-3545-1651            |
| 8 飲食店営業(西洋料理)   | <b>一般社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部</b><br>〒105-0011 港区芝公園 3-6-22 JCビル 5階<br>電話:03-5473-7261 |
| 8 飲食店営業(中国料理)   | <b>公益社団法人 日本中国料理協会</b><br>〒103-0012 中央区日本橋堀留町 2-8-5 JACCビル 3階<br>電話:03-3666-5415   |
| 1 寄宿舍・寮 2 学校 3 病院<br>4 事業所 5 社会福祉施設<br>6 介護老人保健施設<br>7 矯正施設 12 その他  | <b>公益社団法人 集団給食協会</b><br>〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-5-8 KDX 神田北口ビル 1階<br>電話:03-3254-4615 |

## 5 問合せ先

東京都福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当  
電話 : 03-5320-4358(直通)

東京都公式ホームページ (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/>)

➡トップページから「調理師業務従事者届」で検索

